

# アレルギー表示の義務項目に「くるみ」が追加されました

令和5年(2023年)3月9日付にて食品表示基準が改正され、加工食品への表示義務となる特定原材料にくるみが追加されました。

これにより、**令和7年(2025年)4月1日以降は加工食品への表示が必要**となります。  
(2025年3月31日までは経過措置期間)

弊社では、くるみをはじめとする各食物アレルギー検査を受託しております。  
食品表示対策やコンタミネーションリスクの確認としてぜひご利用ください。

**特定原材料**

卵      乳      小麦      そば  
落花生      えび      かに

+

令和5年(2023年)3月9日付にて  
食品表示基準が改正(猶予期間あり)

**追加**

くるみ

↓

これまでは「特定原材料に準ずるもの」として推奨表示  
→  
今後は「特定原材料」として**義務表示**に

◆項目名:くるみ(特定原材料)

	検査方法	料金(税抜)	所要日数	検体量
定量	ELISA法(2キット)	19,000円	14営業日*	100g
定性	PCR法	32,000円	15営業日	100g
定性	イムノクロマト法 <b>簡易検査</b>	6,000円	7営業日	100g

\*ELISA法については、迅速対応でのご報告も可能です。(別途料金が発生いたします)

## くるみアレルギーの症例 9年で10倍に急増

**木の实類の内訳(割合)**

<b>くるみ (56.5%)</b>	ピスタチオ (2.7%)
カシューナッツ (21.2%)	ペカンナッツ (2.3%)
マカダミアナッツ (5.5%)	ヘーゼルナッツ (2.1%)
アーモンド (4.2%)	ココナッツ (1.0%)
	ミックス・分類不能 (4.2%)

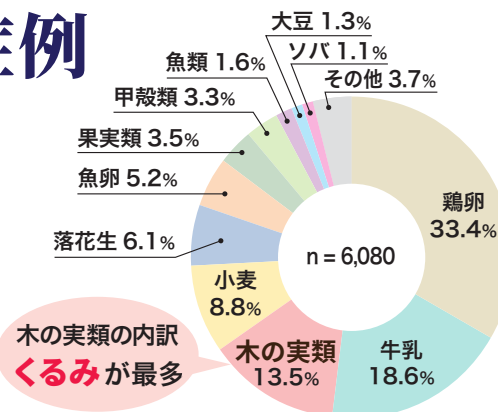


図.即時型食物アレルギーの原因食物

参考:消費者庁「令和3年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」より作成

弊社では、くるみ以外の各種食物アレルギー検査も受託しております。どうぞお気軽にお問い合わせください。